

学校法人会計について

1. 学校法人会計と企業会計の違いについて

学校法人は「学校教育法」「私立学校法」に基づき設立され、私立学校の設立・運営を目的とした公益法人であり、利益の獲得を目的としておりません。

一般に企業会計は、経済活動において利益を追求するため、収益と費用から損益計算を行い、当該年度の正しい財政状態を利害関係者や社会に公表することを目的としているのに対し、学校法人は、教育研究活動により社会に有為な人材を育成することを目的とし、その収入のほとんどが学生生徒等納付金や、国や地方公共団体の補助金で構成される極めて公共性の高い法人であり、一般企業より一層の永続性や、長期にわたる収支の均衡が求められるため、学校法人会計に損益計算という概念はなく、収支均衡の状態と財政状況の健全性を明らかにすることで、学校法人の永続的発展に役立てることを目的としています。

企業会計と学校法人会計では、財務諸表も以下のように異なります。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	経済活動（利益獲得）
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則・企業会計基準等
決算書	計算書類 ・ 資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ なし	財務諸表 ・ キャッシュ・フロー計算書 ・ 損益計算書 ・ 貸借対照表 ・ 株主資本等変動計算書

2. 計算書類について

(1) 資金収支計算書

当該年度の諸活動に対するすべての収入及び支出の内容と、支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることを目的としています。

また「活動区分資金収支計算書」が新たに設けられ、資金収支計算書の金額を「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」に区分し各々の資金収支状況を表すようになりました。

(2) 事業活動収支計算書

平成 27 年度から学校法人会計基準が改正され、これまでの「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」へと名称が変更されました。従来の「消費収支計算書」は、消費収入と消費支出の均衡状態を明らかにするもので、全体の収支バランスを把握するための書式でした。これに対して、「事業活動収支計算書」では当該会計年度の事業活動ごとの成果を明らかにするために、収支を経常的なものと臨時的なものに区分しています。経常的な収支については、さらに「教育活動収支」と「教育活動外収支」に分けています。「教育活動収支」は学生生徒等納付金や人件費、教育研究経費など、本業の教育研究活動における経常的な収支を示し、受取利息・配当金や借入金等利息のような財務的な活動は「教育活動外収支」として表示しています。臨時的な収支である「特別収支」では、施設設備に関する補助金・寄付金や資産処分差額など、臨時的に発生した収支を示しています。

(3) 貸借対照表について

貸借対照表は当該会計年度末における学校法人の財政状態をあらわしたものです。

貸借対照表の資産の部は現預金や有価証券、固定資産等、資金の運用形態を表し、負債の部は借入金や未払金、基本金等、資産の調達源泉を表しています。